

## 廃家電の不法投棄等の状況について

廃家電の不法投棄等の状況について、この度結果を取りまとめましたので、公表します。廃家電4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）の平成18年度の不法投棄台数の合計は132,084台で、平成17年度における不法投棄台数のデータを有している自治体について比較すると、15,416台減少（前年度比10.5%減）しました。市区、町、村それぞれの不法投棄台数を比較したところ、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向にありました。

平成18年度の自治体における全不法投棄対応決算額（未然防止対策費用と処理費用の合計。自治体の人件費等を除く。以下、予算額も同じ。）に占める廃家電4品目の決算額の割合は31%で、その平均額は561千円でした。また、平成19年度当初予算を計上している自治体における廃家電4品目の不法投棄対応の平均予算額は662千円でした。

平成19年4月1日時点の自治体における行政回収体制は、自ら行政回収をしないが回収体制を構築している：45%、自ら行政回収せず回収体制を構築等していない：26%、自ら行政回収している：15%、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で小売業者に引取義務がない廃家電4品目のみ自ら行政回収している：14%でした。

また、廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）の平成18年度の不法投棄台数の合計は5,536台で、平成17年度における不法投棄台数のデータを有している自治体について比較すると、40台増加（前年度比0.8%増）しました。

### 1 背景

廃家電4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成13年4月から始まっています。また、家庭から排出された廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）については、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成15年10月から始まっています。

これらを受け、環境省では、市区町村における廃家電4品目及び廃パソコンの不法投棄等の状況について、定期的に調査を実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全1,827市区町村（総人口12,775万人）で、対象期間は、廃家電4品目の不法投棄物の処理状況については平成18年10月から平成19年3月、その他については平成18年度または平成19年4月1日時点です。

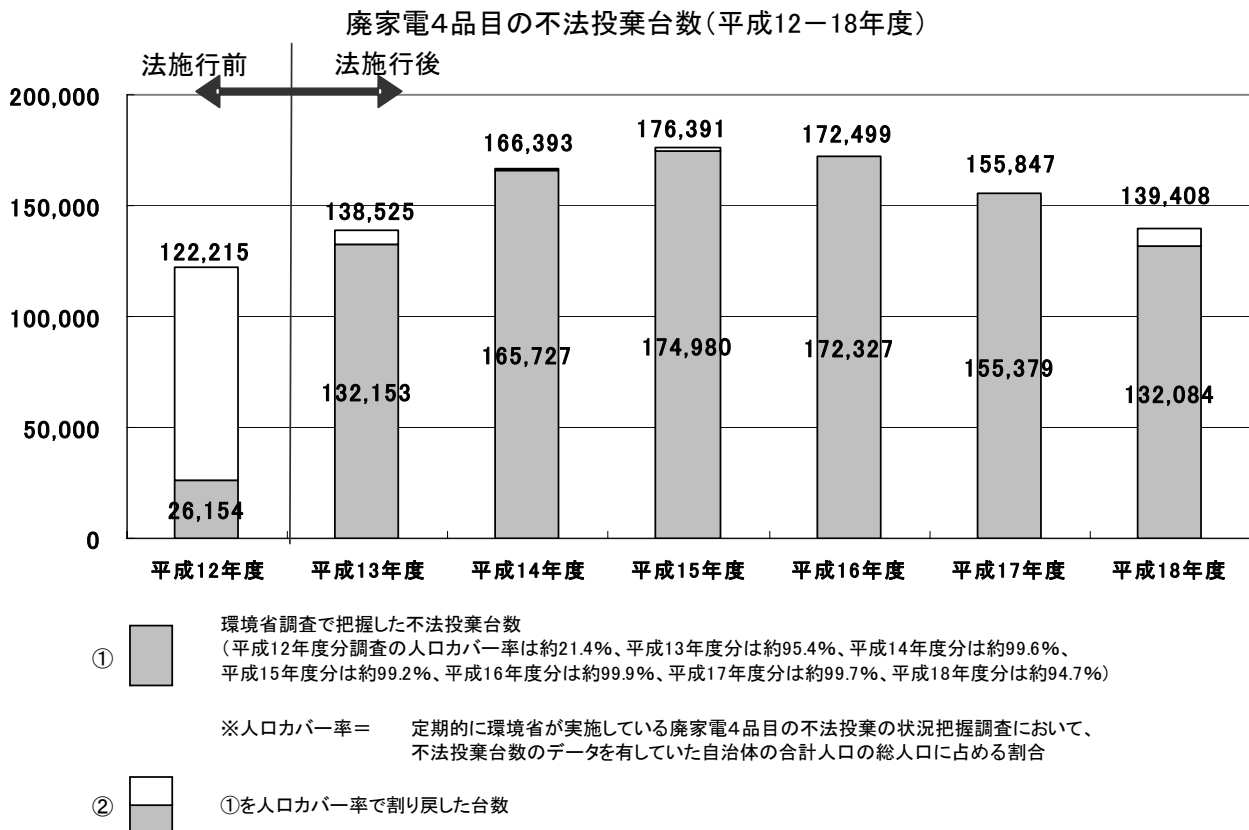
## 2 廃家電4品目の不法投棄台数について

平成18年度の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有する1,710自治体<sup>注1)</sup>における平成18年度の廃家電4品目の不法投棄台数は、エアコンが5,863台、ブラウン管式テレビが72,920台、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が31,039台、電気洗濯機が22,262台で、4品目合計では132,084台でした(図1)。

平成17年度及び平成18年度の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有している1,682自治体<sup>注2)</sup>(平成18年度の廃家電4品目の不法投棄台数131,616台)について、当該各期間の不法投棄台数の比較をすると、エアコンが3,384台減少(前年度比36.7%減)、ブラウン管式テレビが6,320台減少(同8.0%減)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が2,044台減少(同6.2%減)、電気洗濯機が3,668台減少(同14.2%減)、合計15,416台の減少(同10.5%減)となりました。なお、平成17年度及び平成18年度における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4-6月、10-12月及び3月が他の期間に比べて不法投棄台数が多いという傾向にありました(表1、図2)。

また、平成18年度の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有する1,710自治体<sup>注1)</sup>について、市区・町・村の各自治体の1万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が10.5台、町が14.0台、村が22.9台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました(表2)。

(図1)



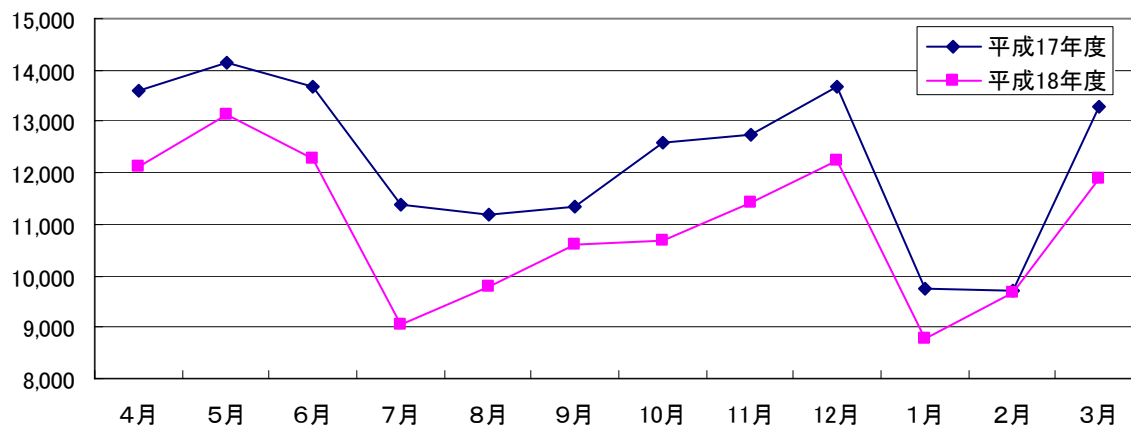
(表1) 月別不法投棄台数の推移 (平成17年度と平成18年度の比較)

	4品目合計		エアコン		ブラウン管式 テレビ		電気冷蔵庫 電気冷凍庫		電気洗濯機	
	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18
4月	13,582	12,108	782	540	7,384	6,743	2,958	2,747	2,458	2,078
5月	14,128	13,135	905	554	7,559	7,278	3,105	3,005	2,559	2,298
6月	13,676	12,290	896	561	7,131	6,706	3,217	2,904	2,432	2,119
7月	11,368	9,034	977	588	5,705	4,711	2,660	2,207	2,026	1,528
8月	11,177	9,770	903	494	5,660	5,202	2,633	2,501	1,981	1,573
9月	11,332	10,590	826	491	5,925	5,537	2,664	2,717	1,917	1,845
10月	12,605	10,695	689	488	6,866	5,820	2,941	2,593	2,109	1,794
11月	12,760	11,439	688	437	6,959	6,480	2,770	2,631	2,343	1,891
12月	13,660	12,225	779	525	7,537	6,972	2,996	2,707	2,348	2,021
1月	9,738	8,762	503	319	5,432	5,133	2,120	1,958	1,683	1,352
2月	9,712	9,663	548	391	5,407	5,382	2,080	2,202	1,677	1,688
3月	13,294	11,905	719	443	7,402	6,683	2,841	2,769	2,332	2,010
合計	147,032	131,616	9,215	5,831	78,967	72,647	32,985	30,941	25,865	22,197
前年度 比	-10.5%		-36.7%		-8.0%		-6.2%		-14.2%	

※ 前年度比以外の単位は全て台です。

(図2)

廃家電4品目の月別不法投棄台数の推移  
(平成17年度と平成18年度の比較)



(表2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数(平成18年度)

	1万人当たりの不法投棄台数 [台]	回答自治体数 [自治体]	平均人口 [人]
市区	10.5	760	142,755
町	14.0	777	14,940
村	22.9	173	4,780
市区町村	10.9	1,710	70,719

### 3 廃家電4品目の不法投棄物の処理状況について

平成18年10月1日から平成19年3月31日の期間に廃家電4品目の不法投棄物を回収している自治体における不法投棄物の1回当たりの回収台数の内訳は、1台：77%、2～4台：20%、5～9台：2%、10台以上：1%でした(図3)。

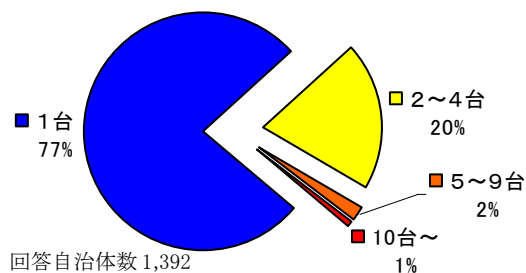
不法投棄物の収集運搬の主な実施者は、自治体自ら：76%、自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者：13%、廃棄物収集運搬業者：11%でした(図4)。また、自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者が運搬する並びに廃棄物収集運搬業者が運搬すると回答した自治体に対して当該期間に廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託した件数等を尋ねたところ、1自治体当たりの委託件数は27件、委託費用は162千円でした(表3)。

不法投棄物の再生等の主な実施者は、製造業者等：58%、廃棄物処分業者：23%、自治体自ら：19%でした(図5)。

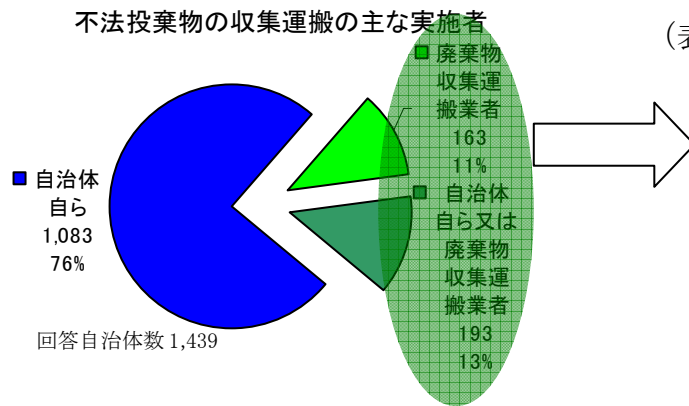
また、当該期間中に不法投棄された廃家電4品目で自治体が回収できなかった物は、あり：29%、なし：71%でした(図6)。未回収の不法投棄物があると回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、私有地内に不法投棄されたため立入不可：38%、回収が物理的に困難：36%、予算不足：28%等でした(図7)<sup>注3)</sup>。また、回収が物理的に困難であると回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、谷底等への投棄：69%、湖沼及び河川等への投棄：5%、谷底及び湖沼等以外で車両等が進入不可の場所への投棄26%等でした(図8)。

(図3)

平成18年度下半期における不法投棄物の  
1回当たりの回収台数の内訳



(図4)

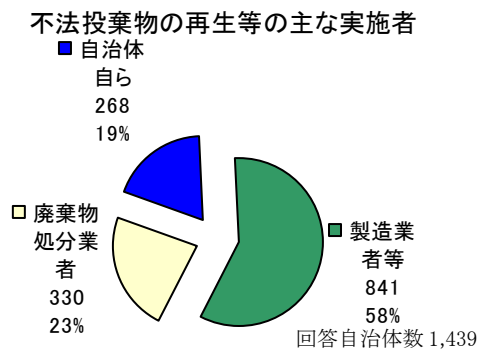


(表3) 平成18年度下半期における1自治体当たりの廃棄物収集運搬業者の委託件数及び委託費用

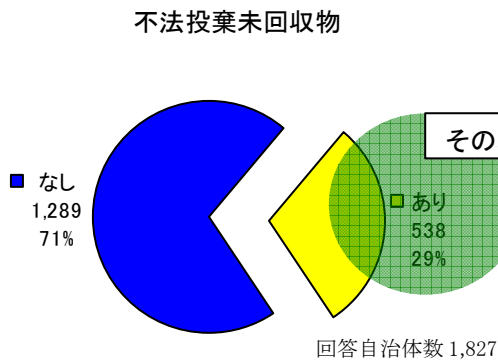
委託件数[件]	委託費用[千円]
27	162

※ 回答自治体数 316

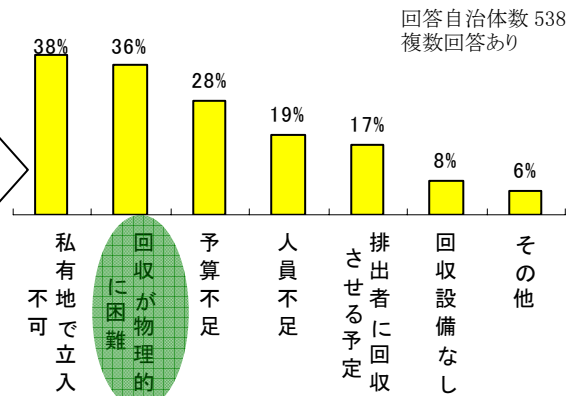
(図5)



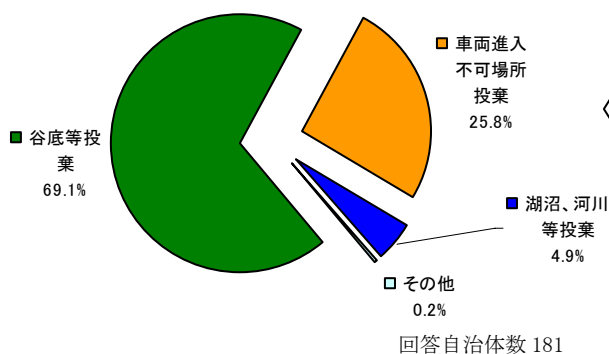
(図6)



(図7)



(図8)



#### 4 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策について

平成18年度における不法投棄未然防止対策について、自治体はその対策を講じている：91%、講じていない：9%でした（図9）。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した自治体に対してその具体的対策を尋ねたところ、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：84%、職員又は委託業者によるパトロール：79%、住民との連携による監視・通報体制の構築：41%等でした（図10）<sup>注3)</sup>。

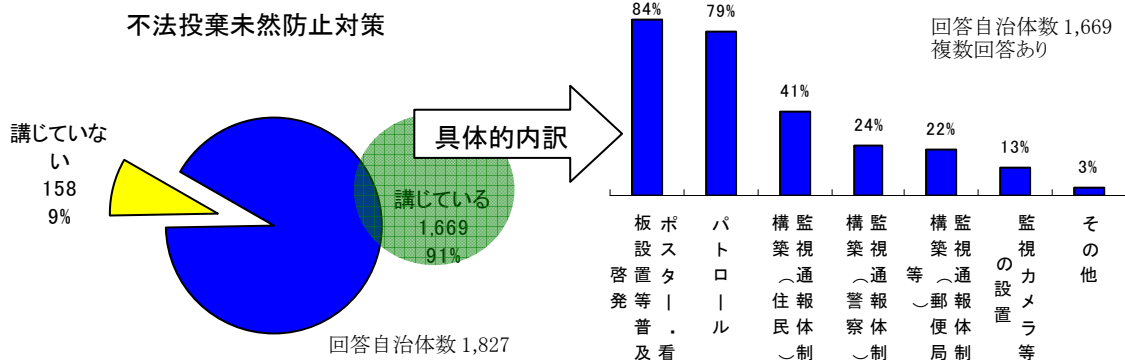
平成18年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。以下、予算額も同じ。）の平均値は、561千円でした（表4）。また、この廃家電4品目の不法投棄対応決算額について、全ての不法投棄対応決算額に対する割合は31%でした（表5）。

平成19年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応の予算については、当初予算に計上している：81%、計上していない：16%等でした（図11）。平成19年度の当初予算を計上している自治体に対してその予算額を尋ねたところ、その平均値は662千円でした（表6）。

また、家電リサイクル法施行前後における自治体の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：41%、変化していない：29%、判断できない：26%、家電製品の引取量の減少や処理費用の低減等により全体として負担減少：4%でした（図12）。

(図9)

(図10)



(表4) 廃家電4品目不法投棄対応決算額（平成18年度）

平均値[千円]	中央値[千円]
561	200

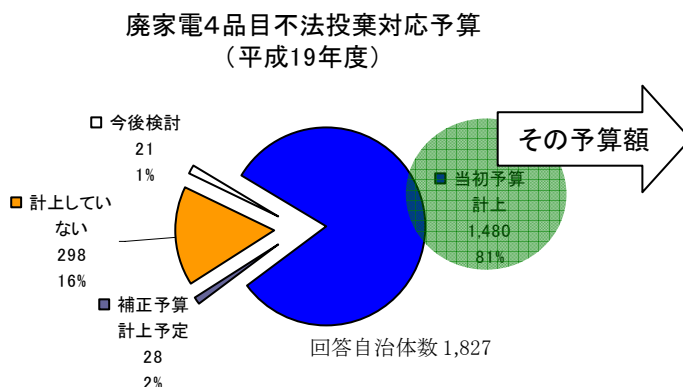
※ 回答自治体数 1,440

(表5) 全不法投棄対応決算額に対する廃家電4品目不法投棄対応決算額の割合（平成18年度）

平均値	中央値
31%	25%

※ 回答自治体数 1,341

(図11)

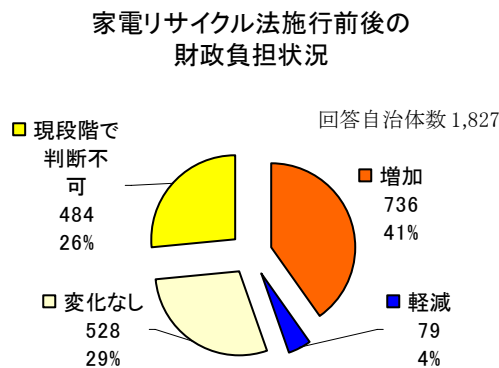


(表6) 廃家電4品目不法投棄対応予算額（平成19年度）

平均値[千円]	中央値[千円]
662	271

※ 回答自治体数 1,444

(図 12)



## 5 廃家電 4 品目の行政回収の状況について

平成 19 年 4 月 1 日時点における自治体の廃家電 4 品目の回収体制は、自ら行政回収をしないが、地域小売店・量販店・廃棄物収集運搬業者等が連携することにより回収体制を構築している：45%、自ら行政回収をせず、中心となる回収体制がない・回収体制を把握していない：26%、義務品・義務外品<sup>注4)</sup>をともに自ら行政回収する：15%、義務外品のみ自ら行政回収する：14%でした（図 13、図 14）。

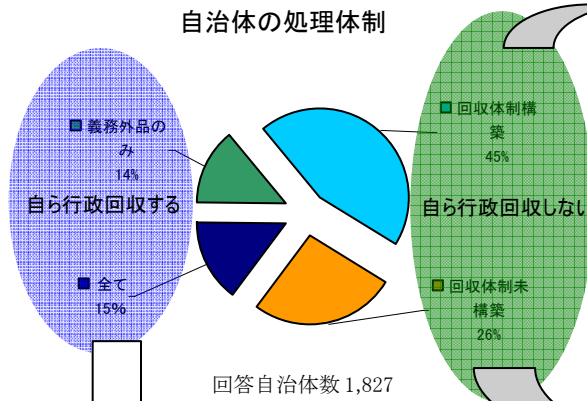
義務品・義務外品<sup>注4)</sup>をともに回収又は義務外品のみを回収している自治体に対してその回収引取体制を尋ねたところ、粗大ごみ処理施設等で引取り：47%、戸別回収：34%、指定日に指定場所で回収：12%等でした（図 15）。また、粗大ごみ処理施設等で引取り以外の戸別収集等の廃棄物の収集運搬者は、委託業者：50%、自治体自ら：45%等でした（図 16）。回収した廃家電 4 品目の再生等の実施者は、製造業者等：77%、廃棄物処分業者：17%等でした（図 17）<sup>注3)</sup>。

また、平成 18 年度における行政回収台数は、エアコンが 6,122 台、ブラウン管式テレビが 33,342 台、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 16,104 台、電気洗濯機が 14,483 台で、4 品目合計では 70,051 台でした。このうち、64,239 台（回収台数の 92%）が製造業者等へ引き渡されていました（表 7）。

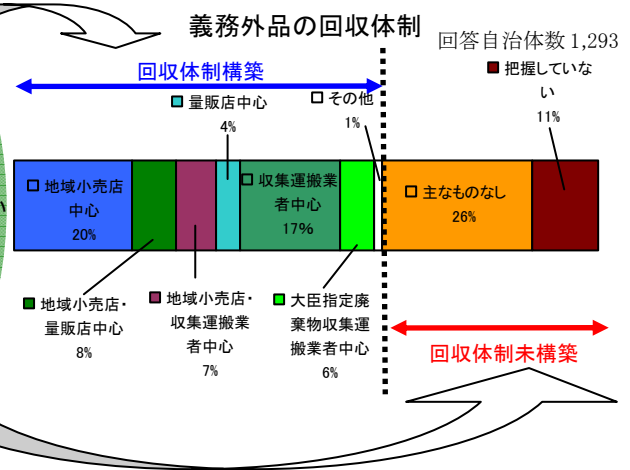
自治体が消費者から徴収する処理手数料については、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）を使用している場合、収集運搬料金を徴収する：69%、家電リサイクル券を使用しない場合、収集運搬料金及び再生処理料金をいずれか又は両方徴収する：8%、いずれの場合でも処理手数料を徴収しない：23%でした（図 18）。家電リサイクル券の運用上の問題点は、製造業者等の誤記：37%、品目の誤記：18%、券の貼付場所の誤り：16%等でした（図 19）<sup>注3)</sup>。また、処理手数料を徴収していた自治体で、収集運搬及び再生処理手数料をまとめて徴収していない自治体の平均手数料は、収集運搬は 2,091～2,328 円、再生処理は 2,601～4,562 円、合計 4,713～6,890 円でした（表 8）。

平成 18 年度に自治体が住民に対する廃家電 4 品目の処理方法の周知状況は、義務品・義務外品両方を周知している：63%、義務品のみ周知している：11%、義務外品のみ周知している：3%、家電リサイクル法の概要のみ周知している<sup>注5)</sup>：19%、特に周知していない：4%でした（図 20）。義務品又は義務外品の処理方法を周知している自治体に対してその具体的な周知方法を尋ねたところ、ごみガイドブック・広報誌・ホームページ等に掲載：97%、説明会開催や相談窓口設置等：28%等でした（図 21）<sup>注3)</sup>。

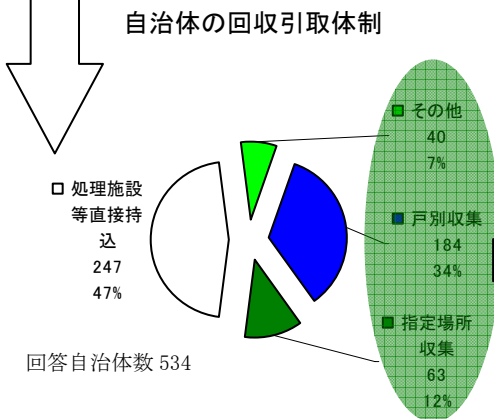
(図 13)



(図 14)

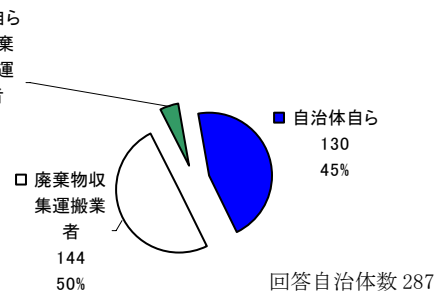


(図 15)

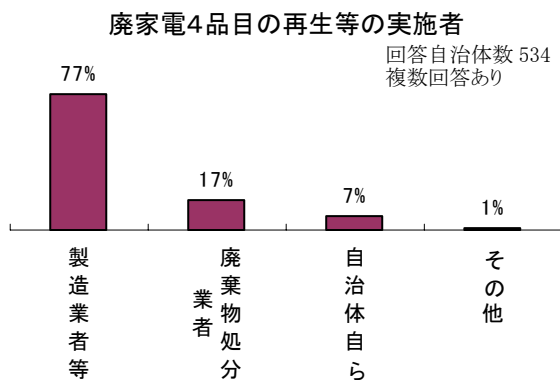


(図 16)

廃家電4品目の収集運搬の実施者 (Implementers of collection and transport of 4 types of waste home appliances)



(図 17)



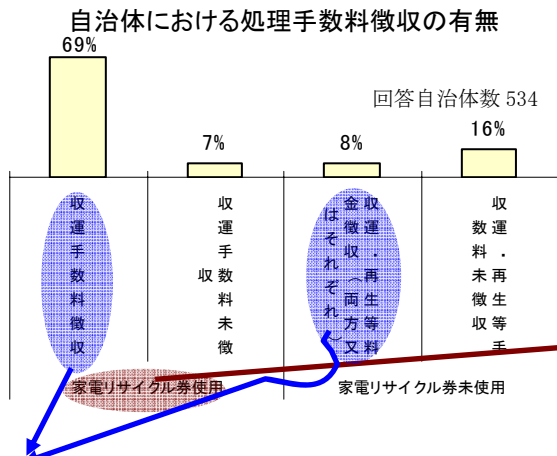
(表 7) 自治体における行政回収台数 (平成 18 年度)

	4品目合計	エアコン	ブラウン管式テレビ	電気冷蔵庫 電気冷凍庫	電気洗濯機
行政回収台数	70,051	6,122	33,342	16,104	14,483
(再掲) 製造業者等引渡台数	64,239	5,743	30,345	14,815	13,336
製造業者等引渡率	92%	94%	91%	92%	92%

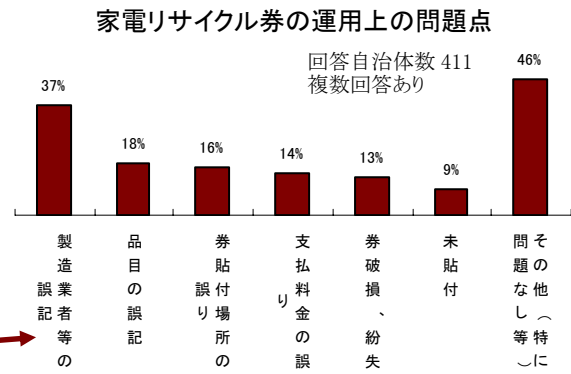
※ 回答自治体数 445



(図 18)



(図 19)

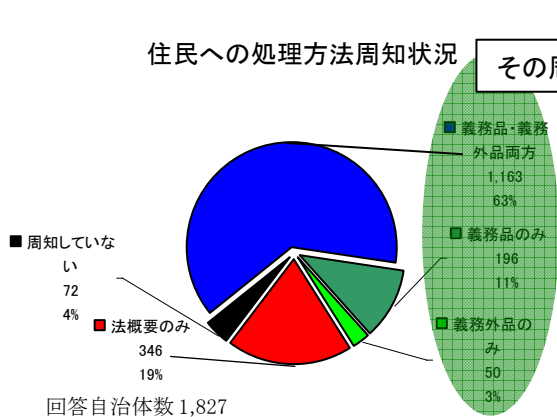


(表 8) 自治体における平均処理手数料

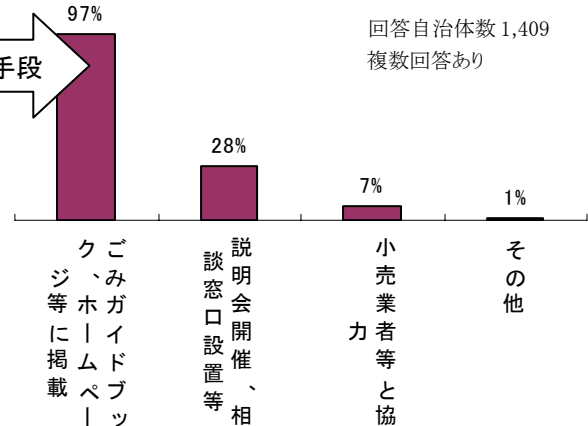
エアコン			ブラウン管式テレビ		
収集運搬手数料[円]	再生処理手数料[円]	合計手数料[円]	収集運搬手数料[円]	再生処理手数料[円]	合計手数料[円]
2,221	3,411	5,632	2,091	2,703	4,794
電気冷蔵庫・電気冷凍庫			電気洗濯機		
収集運搬手数料[円]	再生処理手数料[円]	合計手数料[円]	収集運搬手数料[円]	再生処理手数料[円]	合計手数料[円]
2,328	4,562	6,890	2,112	2,601	4,713

※ 回答自治体数 エアコン：367、ブラウン管式テレビ：365、  
電気冷蔵庫・電気冷凍庫：362、電気洗濯機：366

(図 20)



(図 21)



## 6 廃パソコンの不法投棄台数について

平成 18 年度の不法投棄台数のデータを有する 1,429 自治体<sup>注6)</sup>における平成 18 年度の廃パソコンの不法投棄台数は、デスクトップが 2,343 台、ノートブックが 575 台、ブラウン管式ディスプレイが 2,390 台、液晶ディスプレイが 228 台、合計 5,536 台でした。

また、平成 17 年度及び平成 18 年度の廃パソコンの不法投棄台数のデータを有している 1,039 自治体<sup>注7)</sup> (平成 18 年度の廃パソコンの不法投棄台数 5,201 台) について、当該各期間の不法投棄台数の比較をすると、デスクトップが 187 台減少 (前年度比 7.9%

減)、ノートブックが36台減少(同6.6%減)、ブラウン管式ディスプレイが238台増加(同11.6%増)、液晶ディスプレイが25台増加(同13.1%増)、合計40台の増加(同0.8%増)となりました(表9)。なお、平成17年度及び平成18年度における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4-6月、10-12月及び3月が他の期間に比べて不法投棄台数が多いという傾向にありました(表9、図22)。

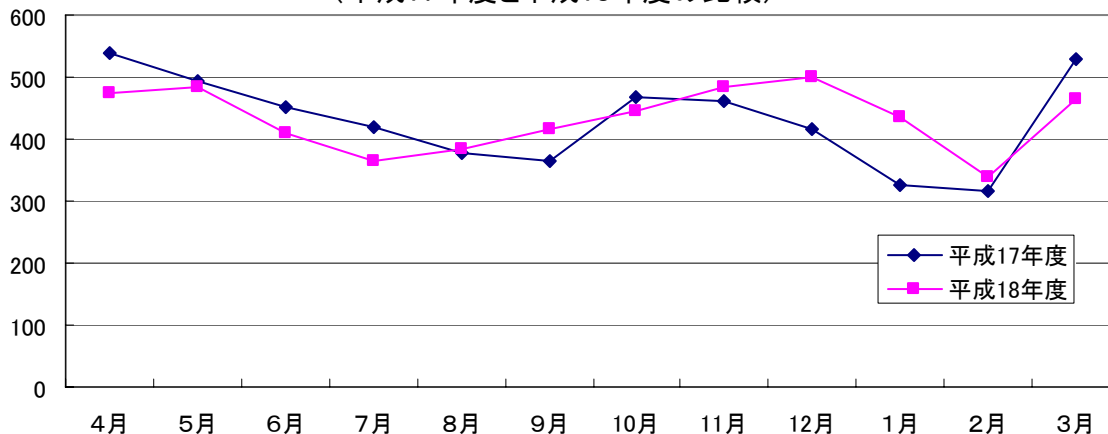
(表9) 月別不法投棄台数の推移(平成17年度と平成18年度の比較)

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18
4月	540	474	254	202	58	45	189	210	39	17
5月	493	483	202	207	69	48	213	206	9	22
6月	451	410	223	156	57	43	158	180	13	31
7月	420	363	227	167	50	36	126	150	17	10
8月	379	385	165	167	59	29	146	174	9	15
9月	363	417	149	173	44	57	160	175	10	12
10月	467	446	239	193	18	33	182	205	28	15
11月	462	483	215	209	32	30	191	228	24	16
12月	415	500	200	232	31	52	176	200	8	16
1月	325	434	154	159	17	55	146	203	8	17
2月	317	340	137	144	35	30	133	152	12	14
3月	529	466	205	174	73	49	237	212	14	31
合計	5,161	5,201	2,370	2,183	543	507	2,057	2,295	191	216
前年度比	0.8%		-7.9%		-6.6%		11.6%		13.1%	

※ 前年度比以外の単位は全て台です。

(図22)

廃パソコンの月別不法投棄台数の推移  
(平成17年度と平成18年度の比較)



- 注1) 1,710自治体の人口の合計は約12,093万人(総人口の約95%)です。
- 注2) 1,682自治体の人口の合計は約12,030万人(総人口の約94%)です。
- 注3) 複数回答方式であるため、百分率の合計が100%となりません。
- 注4) 義務品とは、家電リサイクル法に基づき小売業者が引き取らなければならないとされている、自ら販売した又は買換えの際に同種の廃棄物を消費者から引取りを求められた廃家電4品目のことをいいます。また、義務外品とは、義務品以外の廃家電4品目のことをいいます。
- 注5) 家電リサイクル法を紹介する又は環境省等の関連機関を示す等にとどまり、自治体における具体的な処理方法を周知していないことをいいます。
- 注6) 1,429自治体の人口の合計は約8,827万人(総人口の約69%)です。
- 注7) 1,039自治体の人口の合計は約7,835万人(総人口の約61%)です。